



新座市告示第 27 / 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により下記の書類を交付するので、本市いきいき健康部介護保険課に出頭の上受領されたい。

なお、下記書類を受領しない場合は、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により告示の日から起算して7日を経過したときに、その送達の効力を生じる。

令和8年 7 月 24 日

新座市長 並 木 傑



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名等
令和8年度介護保険料額決定通知書	安齋 勝美
令和8年度介護保険料額決定通知書	佐々木 善美
令和8年度介護保険料額決定通知書	小林 千代子